

8月は「道路ふれあい月間」



松川港町道路愛護会や松川港町々会、中村第二中学校の生徒などによる道路美化活動は6月6日、尾浜地区で行われ約100人が参加しました。

当日は、道路美化活動のために県から配布されたマリーゴールドやサルビアなどの花の苗約2,500本を、県道相馬亘理線沿いの花壇に植えました。

国土交通省は、道路の役割とその重要性を改めて認識していただくことを目的として、8月1日から31日までを「道路ふれあい月間」と定め、道路愛護活動や道路の適切な利用を啓発する取り組みを行い、安全で安心な道路の利用を促進しています。

道路愛護活動の紹介

「道路愛護活動」とは、地域住民などが道路管理者と協力し、安全な道路交通のために環境美化・維持活動を行うことです。多くの場合、行政区ごとに活動していますが、有志グループや子どもたちによるボランティア活動も行っています。

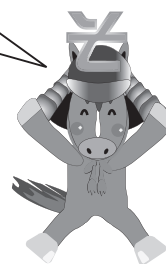


草刈りの様子



花植えの様子

道路が気持ちよく使えるのは、日頃の活動のおかげだね。
感謝の気持ちを忘れずにいたいね！



市道路愛護会長にインタビューしてみました！



市道路愛護会会長
唯野 哲夫 さん

道路愛護活動は、誰でも参加できる取り組みです。主な活動として、「草刈り」「ごみ拾い」「花植え」などをしています。

「草刈り」で交通事故の原因となる伸びた草木の刈り払いを行って道路を見通しやすくしたり、「ごみ拾い」や「花植え」で景観を明るくしたりするなど、地域を住みやすい場所に改善します。

また、参加者同士にコミュニケーションが生まれ結びつきが強化されることで、孤独死や犯罪を防いだり災害時に助けあったりするなど、安全で暮らしやすい地域づくりが構築できます。

一方で、活動メンバーの高齢化が進んでいることが課題で、地域の未来を守るためには若い力が欠かせません。若い方々にも参加していただいて、活動を続けていきたいと思っています。

道路愛護活動は、地域住民が「一人はみんなのために、みんなは一人のために」の精神で地域をより良くするための取り組みです。相馬市がさらに住みやすく、笑顔あふれる地域として発展し続けることを願っています。

道路の不法占用はやめましょう

道路の不法占用とは、許可なく道路に個人の物を置いたり、看板を設置したりして通行を妨げる行為です。放置すると事故や渋滞の原因になります。

事例

自宅の入口に段差があり、車などの出入りをしやすくするため、「乗り入れブロック」や「鉄板」を設置した。



道路に「乗り入れブロック」や「鉄板」を設置することはできないよ！
その理由は次のとおり。

1. みんなで使う公共の場所だから

道路は、歩行者や車両が安全に通行するための公共の場所です。個人の設置物があると通行が困難になるなど、迷惑になります。

2. 道路の機能を損なう恐れがあるから

道路や路肩は、様々な役割を果たしています。たとえば路肩は、緊急時の車両の退避や歩行者の安全を確保するためのスペースです。これを損なうと安全性に悪影響をおよぼします。また、道路の排水機能が悪化し、雨水が正しく流れず、結果として事故や水害の原因になることがあります。

3. 事故の原因になる恐れがあるから

「乗り入れブロック」や「鉄板」を置くことで歩行者がつまずいたり、車両が引っかかったりするなど、事故に繋がる危険性があります。



不法占用の例（乗り入れブロック）

勝手に乗り入れブロックなどを置いたらどうなるの？

道路管理者から撤去を命じられた設置物が原因で事故や怪我が発生した際には、その責任が設置者に問われ、厳しい罰則などが科される場合があります。



歩道の切り下げ工事で安全に乗り入れしましょう！

適切な方法で道路からの乗り入れを行うためには「歩道の切り下げ工事」を利用者（原因者）が自費で行う必要があります。

事前に道路管理者（市道の場合は都市整備課または土木課）へ、相談・手続きを行ってください。

これにより、道路の機能が維持され、安全・安心に利用することができます。



切り下げ後の歩道

道路は日常生活に欠かすことのできない存在ですが、あまりにも身近なためその重要性が見過ごされがちです。この「道路ふれあい月間」を機会にその重要性を再認識し、みんなで安全で安心な道路を作っていきましょう。

●問い合わせ先 都市整備課（☎ 37-2196）